東京圏から長与町へ
移住をお考えの方へ

移住支援金のご案内【令和６年度】

世帯：100 万円【子育て加算（18 歳未満１人につき 100 万円)】

単身：60 万円

子育て・教育のまち 長与町

R5.4.1～

子育て加算増額！

長崎県
長与町へ

東京 23 区在住者・
23 区への通勤者

移住定住サポートサイト
ながよ暮らし

移住専用 HP
「ながよ暮らし」も
ご覧ください！

東京圏から長与町に転入された方で要件を満たす方が対象となります。
長与町へ転入された時期等によって要件が異なりますので、詳しくは移住定住サポートサイト
「ながよ暮らし」または下記問い合わせ先まで、お気軽にお問合せください。

移住支援金に関するお問合せ ▶ 長崎県 長与町 政策企画課
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地１
電話番号 095-801-5661

提出書類

①共通：以下６項目すべての書類を提出してください（全員）

- □ 移住支援金交付申請書（様式第１号）
- □ 写真つき身分証明書（申請者本人と確認できる書類）
- □ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）
- □ 長与町移住支援金請求書
- □ 移住支援金の振込先の預金通帳の写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるもの）
- □ 移住支援金利用者向けアンケート

※東京２３区以外の東京圏に在住していた方（条件に応じて提出）

●東京２３区への通勤者
- □ 法人等の就業証明書等在勤地、在勤期間がわかる書類及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

●東京２３区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主（次の**いずれかの書類**）
- □ 次のいずれかの書類
  - □ 開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
  - □ 個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間が確認できる書類）

●東京２３区内の大学等に通学し、東京２３区内の企業等へ就職した方（次の**すべての書類**）
- □ 卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類の写し
- □ 法人等の就業証明書等在勤地、在勤期間がわかる書類及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

※世帯（２人以上）で申請する場合（単身の場合不要）
- □ 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し
（申請者を含む２人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類）

②就業
- □ 就業先法人等の就業証明書（様式第２－１号）

③創業
- □ 県創業支援事業に係る創業支援金の交付決定通知書の写し

④テレワーク
- □ 就業先法人等の就業証明書（様式第２－２号）

⑤関係人口：（ア、イ両方の要件を満たすことが確認できる書類）

ア 仕事に関する要件
- □ 次の**いずれかの書類**
  - □ 就業の場合：就業先法人等の就業証明書（様式第２－１号）
  - □ 創業の場合：個人事業等の開業届出書の写し又は法人設立届出書の写し
  - □ 事業所の場合：所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書の写し又は異動届出書の写し
  - □ テレワークの場合：就業先法人等の就業証明書（様式第２－２号）

イ 関係人口の範囲に関する要件
- □ 次の**いずれかの書類**
  - □ 出生地の場合：戸籍謄本
  - □ 在学の場合：在学していたことを証明できる書類（卒業証書等）の写し
  - □ 寄附等の場合：寄附や出資を行ったことが分かる書類（相手方が発行した領収書等）の写し
  - □ 団体活動等の場合：プロジェクトの概要が分かる書類（契約書等）の写し

⑥子育て加算（18 歳未満の世帯員がいる場合）
- □ 18 歳未満の世帯員の移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（移住元での在住地、年齢を確認できる書類）
※移住後に出生した子がいる場合、移住元で妊娠していたことがわかるもの（母子手帳等）

移住支援金申請に係るチェックリスト

次の要件をすべて満たす場合、支援金の交付対象となります。
□ ①共通　の要件をすべて満たす。
□ 次のいずれかの要件をすべて満たす（詳細はそれぞれの項目をご確認ください）。
□②就業　□③創業　□④テレワーク　□⑤関係人口

①共通

□ 下記のいずれかに該当する。
□長与町に転入した日の直前の１０年間のうち、通算５年以上東京２３区内に在住していた。
□長与町に転入した日の直前の１０年間のうち、通算５年以上東京圏※1（条件不利地域※2を除く）に在住し、東京２３区内へ通勤（雇用者の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤）していた。（東京圏に在住して東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として通算できる。）
※1　東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
※2　条件不利地域：【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町　【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村
□ 下記のいずれかに該当する。
□長与町に転入した日の直前に、連続して１年以上東京２３区内に在住していた。
□長与町に転入した日の直前に、連続して１年以上東京圏に在住し、東京２３区内への通勤をしていた。（東京 23 区内への通勤期間については、転入日の３か月前までを起算点とすることができる。）
□ 支援金の申請日は、長与町に転入した日から１年以内である。
□ 支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思がある。
⇒５年以内に転出した場合、支援金の返還対象となる可能性があります。
□ 移住者及び世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
□ 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

②就業

（一般・専門人材※3 共通）
□ 勤務時間が週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。
□ 当該法人等に、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有している。
□ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

（一般）
□ 次の４項目すべてに該当する。
□ 勤務地が長崎県内に所在する。
□ 就業先は、長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人掲載している法人等である。
□ 移住者の３親等以内の親族が代表者などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。
□ 求人に対する応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降である。
（専門人材）
□ 次の２項目すべてに該当する。
□ 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。
□ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

③創業

□ 申請日以前の１年以内に長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（創業支援事業）の交付決定を受けている。

④テレワーク

□ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、長与町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
□ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。

⑤関係人口

□ 仕事に関する要件　次のⅰ～ⅳのいずれかの要件に該当する。
ⅰ□ 就業に関する要件　次の４項目すべてに該当する。
□ 勤務地が長崎県内に所在。
□ 就業先が、長崎県内に事業所を有する事業者。
□ 勤務時間が週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有している。
□ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用である。

ⅱ□ 創業に関する要件
長崎県内で個人事業の開業または法人の設立を行っている。

ⅲ□ 事業所に関する要件　次のいずれかに該当する。
□事業を行う個人が転入し、かつ、長崎県内に納税地の異動の届出を行っている。
□法人の代表者が転入し、かつ、長崎県外から長崎県内に当該法人の本店の異動の届出を行っている。

ⅳ□ テレワークに関する要件　次の２項目すべてに該当する。
□ 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、長与町を生活の本拠としテレワークを行う。
□ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。

□ 関係人口の範囲に関する要件　移住者又は世帯員が、次のいずれかの要件に該当すること。
□ 出生地に関する要件
出生地が長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体である。
□ 在学に関する要件
長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体に所在する学校に在学していたことがある。
□ 寄附等に関する要件
転入日から過去５年以内に長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体、または同自治体に所在する法人、個人事業主及び団体等が行う事業に対し、寄附または出資を行い、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与している。
□ 団体での活動等に関する要件
長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体に所在する学校、法人、個人事業主及び団体の事業実施に関わり、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与している（明確な役割の下での事業参加、又はそれに準ずると認められるもの）。

⑥子育て加算（18 歳未満の世帯員がいる場合、100 万円／人の加算）※R5.4.1 以降の移住世帯

□ 18 歳未満の世帯員を帯同して長与町へ移住した。
※移住後に出産された場合でも子育て加算を受けられる場合があります。

※3　専門人材：内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業（https://www.pro-jinzai.go.jp/）
または、先導的人材マッチング事業（https://pioneering-hr.jp/）を利用して就業している方